

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年3月16日開催 全国地方銀行協会／

令和4年3月17日開催 第二地方銀行協会]

1. 令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる災害等に対する金融上の措置 について

※地銀協との意見交換会（16日開催）では発言なし

- 令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、宮城県及び福島県に災害救助法の適用を決定したことを受け、3月17日、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を宮城県及び福島県内の関係金融機関等に発出。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 事業者等に対する金融の円滑化について

- 3月7日に「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、金融担当大臣より、官民の金融関係団体等に対し、年度末の資金繰りについて、万全の対応に努めていただくようお願いするとともに、8日、事業者等に対する金融の円滑化について要請を行った。
- オミクロン株による感染拡大に加え、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響を踏まえ、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を徹底いただくよう改めてお願いしたい。
- また、2022年度は、増大する債務に苦しむ事業者の再生支援等も、一層重要な課題となることから、全国銀行協会が中心になってとりまとめた

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や経営者の個人破産回避に向けた関係者の対応等を明確化した「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を積極的に活用しながら、事業者の再生支援等に取り組んでいただきたい。

- 加えて、3月4日、財務省・経済産業省とともに、「中小企業活性化パッケージ」を発表した。6月末まで期限が延長された実質無利子・無担保融資など、パッケージに掲げられた政府の支援メニューも有効にご活用いただいた上で、厳しい経営環境にある事業者支援にしっかりと取り組んでいただきたい。

3. ウクライナ情勢に係る対応について

- 現下のウクライナ情勢を踏まえ、ロシア・ベラルーシの一部銀行の SWIFT からの排除を含め、国際的に様々な制裁措置が実施されており、我が国においても、2月下旬から3月にかけて、当該銀行を含む団体・関係者の資産凍結、輸出管理措置等の制裁措置が順次実施されている。
- このように刻々と状況が変化していくなかで、引き続き、現下の情勢や制裁措置の動向を注視し、確実に実施していただくとともに、取引の適切なモニタリングなどに取り組んでいただきたい。また、顧客への丁寧な説明や、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き、顧客対応に万全を期していただきたい。
- なお、顧客からのロシア・ベラルーシ向け送金等について照会があり、判断に迷うような場合は、早めに所管の財務局を通じて相談いただきたい。金融庁と財務局で連携して、しっかりサポートさせていただく。
- また、現下の情勢や制裁措置は、ロシア以外の国の経済状況、金融市場や商品市場にも大きな影響を与えており、これらが与信先や金融機関の有価証券運用等に与える影響について注視し、適切なリスク管理を実施していただきたい。

- あわせて、顧客資産への影響については、例えばロシアの国債や株式等を組み入れている公募投資信託の中には、投資家からの買付や売却の受付を停止している商品もあると承知。

顧客保護の観点から、商品を組成する資産運用会社等と連携を図りながら、顧客への丁寧な説明や、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き顧客対応に万全を期していただきたい。

4. 成年年齢引き下げに伴う銀行カードローン等申合せについて

- 4月の成年年齢引下げを前に、2月17日、全銀協においてカードローンを含む消費者向け貸付けに関して申し合わせを公表。また、同日、金融庁より同申し合わせを遵守するよう要請文を発出した。
- 2021年、金融庁が実施したアンケートの結果によると、ほとんどの銀行が18歳、19歳の若年者向けに、カードローン等の提供を行わないか、未定との回答であった。
- 既存のカードローン等については、多重債務の発生抑制の観点から対応いただいていると認識しているが、今後、仮に若年者向けにカードローン等を提供する場合には、若年者が過大な債務を負うことがないよう、全銀協の申し合わせを踏まえ、ことさら若年者を対象にした広告・宣伝の抑制や、貸付け額にかかわらず、収入の状況を示す書類により、収入状況や返済能力を正確に把握するといった審査態勢の整備など、適切な対応をお願いしたい。
- また、申し合わせにも「健全な消費者金融市場の形成に資するよう積極的に努めていく」と記載があるが、金融経済教育や多重債務の発生抑制のための啓発など、積極的な活動を期待。

5. 地方税統一QRコードへの対応について

- 2023年4月から導入される地方税統一QRコードに関して、3月14日に開催された「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」において、金融

業界における準備・検討状況が報告された。

- 協会については、関係者による取組みの成果もあり、全ての会員銀行が2023年4月から対応する意向である旨が報告されているが、その他の業態においては、QRコードへの対応は決定しているものの、導入開始時期に間に合わない金融機関もあると承知。
- このQRコード導入の経緯・趣旨に鑑みれば、金融機関の対応の遅れを原因として、納税者の利便性を損なうこと、また、地方公共団体の収納事務に影響が生じることがないように、金融業界内で協力し、適切な代替措置を講じることが重要。
- 例えば、QRコードの対応が間に合わない金融機関から要請等を受けた場合には、各会員銀行の経営判断のもと、対応可能となるまでの間の受け皿として収納業務を受託するなど、各地方公共団体の意向等を十分に踏まえ、遺漏なきよう対応していただきたい。

6. 還付金詐欺の被害増加に係る要請について

- 還付金詐欺の被害については、2021年に入ってから大きく増加。
- これを受け、1月25日付で警察庁生活安全局長と金融庁監督局長の連名で「還付金詐欺の被害防止対策の推進について」を、3月7日付で警察庁刑事局長と金融庁監督局長の連名で「還付金詐欺捜査に係る都道府県警察との協力体制の構築について」を協会宛に発出した。
- 各都道府県警察から協力体制の構築について、申出があった場合には積極的に協力いただくとともに、引き続き、還付金詐欺を始めとする特殊詐欺被害の防止に向けた取組みを強化していただきたい。

7. 「銀行の引当開示の充実に向けて」の公表について

- 2019年12月の「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を公表して以降、各金融機関において引当方法の多様化が進

んでいる。

- アナリストなどからはより丁寧な開示が求められる一方、金融機関からは、具体的にどこまで開示の充実を図るべきか、開示の望ましい水準について議論を求める声が聞かれた。
- また、引当方法を見直そうとする金融機関からは、先行事例を自らの検討に活かす観点から、引当開示の充実を求める声が聞かれた。
- そこで、金融庁では、アナリスト、日本公認会計士協会、全国銀行協会を招いて、「銀行の引当開示の充実に向けた勉強会」を2022年2月21日に開催し、勉強会で出された意見や実例等を取りまとめ、3月1日に「銀行の引当開示の充実に向けて」として公表。
- 本資料も参考に、それぞれの実態に即して引当方法の開示の充実を図られることを期待している。

8. 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組について

《金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針の公表について》

- 「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針 (Ver. 3.0)」を、2月18日に公表。
- 本方針においては、
 - ① 高度化するサイバー攻撃に対し、金融機関のサイバーセキュリティの実効性を確保するため、検査を含めたモニタリングの実施や、演習の高度化を図るとともに、
 - ② 日本銀行及び金融情報システムセンターと共同で地域金融機関向けの自己評価ツールを開発し、評価結果の収集・還元を通じて、自律的なサイバーセキュリティの高度化を促すことや、
 - ③ 利用が拡大しているキャッシュレス決済における安全性の確保・セキュリティバイデザインの実践

など、金融庁として、金融分野におけるサイバーセキュリティを強化するため、特に力を入れる分野を掲げている。

- サイバーセキュリティの強化が一層重要な課題となっている中、経営層の積極的なリーダーシップの下、組織全体でサイバーセキュリティの向上に取り組んでいただきたい。

《金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化について》

- 昨今の情勢を踏まえサイバー攻撃のリスクが高まっていることから、サイバーセキュリティ対策の強化に関する注意喚起（2月23日、3月1日）を行った。
- 取引先などのサプライチェーンや、海外拠点も含めて、適切なセキュリティ対策を実施するとともに、仮に、サイバー攻撃を受けた場合は、事案の詳細が判明していない段階においても、速やかに金融庁・財務局の担当部署まで報告をお願いしたい。

9. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《継続的な顧客管理に係る FAQ 改訂について》

- マネロン等対策については、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD; Simplified Due Diligence）に係る「マネロンガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」の改訂案について、業界団体を通じて、2月末を期限として意見照会を行った。
- 業界からの意見等はすべて確認の上、回答を作成しており、追って協会を通じて回答する。その上で、3月中にFAQの改訂を公表する予定。

《マネロン広報について》

- 金融庁では、各業界団体と連携して、マネロン等対策に係る確認手続きについて国民への周知に一層努めている。

- 3月からは、マネロン等対策の継続的顧客管理について、ラジオ CM 等の政府広報を実施。
- 引き続き、マネロン等対策に係る周知・広報策について、積極的に検討してまいりたい。

10. 現金着服等の不正発生の未然防止について

- コンプライアンス・リスク管理基本方針にも記載の通り、コンプライアンス・リスク管理はまさに経営の根幹をなすもの。今般、コンプライアンス上の重大な問題事象である現金着服事案について最近の事例の検証を行った。
- 最近の事例では、
 - ・ 1年超の長期間に複数回着服していること、
 - ・ 営業店での不正防止ルールの形骸化等により、牽制が効いていない状況で発生していること、
 - ・ 事業部門、管理部門、内部監査部門の各防衛線が、発覚前に営業店での牽制状況等を的確に把握できていなかったこと等が確認された。
- 現金着服等の不正発生の未然防止に向け、経営陣の主導により、
 - ・ 不正事案はいずれの銀行でも発生する可能性があることを念頭に置いて、
 - ・ 各防衛線が営業店や各部門での牽制状況を過信することなく的確に実態把握し、実効的なリスク管理態勢の構築を徹底するとともに、
 - ・ コンプライアンス意識の醸成や適切な人事管理といった不断の取組を着実に進めていただきたい。
- また、テレワークの急速な普及といった業務環境の変化が内部統制環境や従業員の心理面に与える影響を感度良く捉え、潜在的な問題を前広に察知することにより、コンプライアンス・リスク管理態勢の高度化に努めていただきたい。

11. 足元の市場動向と有価証券運用のモニタリングについて

- 足元、海外当局の金融政策の正常化に向けた動きや、地政学リスクなどを背景として、債券市場や株式市場が大きく変動するなど、神経質な市場の動きが継続している。
- 金融庁では、市場における不確実性の高まりを踏まえ、2021 事務年度より市場変調に起因するリスクを横断的に把握する取組みを進めている。地域銀行についても、モニタリングデータを基に市場のショックに対する各行の耐性などを試算し、影響度が大きい先については、財務局と連携し、有価証券運用に関して深度ある対話を進めている。
- 地域銀行においては、市場の状況を踏まえ、経営陣の適切な関与のもと、ポートフォリオマネジメントをはじめとした相応しい管理・運用体制等を維持・強化する必要がある。
- 金融庁としては、市場の動向について、引き続き、注視するとともに、地域銀行の適切なリスク管理・運用体制の確保に向けてリスクベースで対話を行ってまいりたい。

12. バーゼルⅢの国内実施について

- バーゼルⅢの国内実施時期については、以下の方針とする。
 - ・ 国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関については、実施時期を国際合意から 1 年延期し、2024 年 3 月末からとする。
 - ・ 内部モデルを採用しない国内基準金融機関については、引き続き、2025 年 3 月末からとする。
 - ・ 早期の実施を希望する金融機関については、金融庁への届出をもって、これを可能とする。

13. 2月 G20 の成果物について

- 2月17日から18日にかけて、インドネシア議長下で初めてのG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。今回の会合における金融分野の主な論点は、①サステナブル・ファイナンスと②金融技術革新である。
- 会合後に発出された共同声明における主なポイントを紹介する。
 - ・ ①サステナブル・ファイナンスに関しては、G20傘下のG20サステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)において、トランジションファイナンスのためのハイレベル枠組みが開発される見込み。また、本分野における民間セクターの果たす役割がますます重要となっていることが歓迎された。SFWGでは、金融機関のネットゼロコミットメントの信頼性向上にも取り組むこととされており、民間イニシアティブが更に注目される見込み。
 - ・ ②金融技術革新については、規制裁定への対応を含め、暗号資産市場(裏付け資産を持たない暗号資産やステーブルコイン、分散型金融等)がもたらす金融安定リスクへの対応を加速することが奨励された。また、暗号資産等に関するFATF基準の実施は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の観点からも、重要な作業と認識されている。このほか、オペレーショナル・レジリエンスを向上させる取組みが歓迎された。
 - ・ 最後に、G20/OECDコーポレートガバナンス原則について、2023年の見直しに向けた進捗が報告された。見直しにおいては、企業の強靱性を支える株式市場を整備すべく、ESGへの対応などが主要な検討事項とされている。
- 今後4月、7月、10月に財務大臣・中央銀行総裁会議が、11月に首脳会議が開催される予定。意見をよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

(以上)